

改正後	改正前
<p style="text-align: center;"><b>福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱</b></p> <p>1 目的 介護保険制度の円滑な運営に資するため、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項に規定する福祉用具をいう。）の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技能を有する者の養成を図ることを目的とする。</p> <p>2 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第4条第1項第10号の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次に掲げる要件を満たすと認められるときは、同号の福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「指定講習事業者」という。）として指定する。</p> <p><u>(1)</u> 福祉用具専門相談員に関する講習であって別紙1に定める基準に適合するものを適正に実施する能力があると認められること。</p> <p><u>(2)</u> 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。</p> <p>① 政令第4条第1項第10号の証明書の交付を受けた者について、厚生労働省令で定める名簿を作成し、及びこれを知事に送付すること。</p> <p>② 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ること。</p> <p>③ <u>(1)</u>の講習の実施に関して知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。</p> <p>3 指定申請手続等</p> <p>(1) 申請者は、初回の講習の募集を開始する3か月前までに、次に掲げる事項を記載して申請書（様式1-1）を鳥取県知事に提出するものとする。</p> <p>① 申請者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 講習の名称及び実施場所</p> <p>③ 事業開始予定年月日</p> <p>④ 講習担当者の連絡先</p> <p>(2) (1)の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>① 講習課程（様式1-2）</p> <p>② 講習を開始しようとする年度の事業計画表（様式1-3）及び講習ごとの時間割表（様式1-4）</p> <p>③ 講義を行う講師の一覧表（様式1-5）及び各講師の履歴（講師本人の署名捺印のあるものに限る。様式1-6）、保有する資格等の証明書並びに当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。様式1-7）</p> <p>④ 別紙1の2の(7)に定める運営規程</p> <p>⑤ 講習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書</p> <p>⑥ 申請者の前年度の決算書、事業実施年度の収支予算書及び講習ごとの収支予算書（様式1-8）</p> <p>⑦ 申請者の概要及び資産状況並びに向こう2年間の財政計画</p> <p>⑧ 受講料等の設定方法及び改定方法</p> <p>⑨ 定款、寄付行為その他組織としての規約等</p> <p>⑩ 募集案内等受講希望者に提示する書類</p> <p>(3) 指定講習事業者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する1か月前までに、次に掲げる事項を記載して事業計画書（様式2-1）を提出するものとする。</p> <p>① 前年度の計画との変更の有無（変更がある場合はその内容及び理由）</p> <p>② 当該年度の講習課程に係る日程及び場所を記載した事業計画並びに講習ごとの時間割表</p> <p>③ 講習ごとの収支予算書（様式1-8）</p> <p>④ (2)の①、③から⑩まで及び⑩の書類</p> <p><u>(4)</u> 指定講習事業者は、(1)若しくは(2)の申請の内容又は(3)の事業計画書の内容を変更する場合には、次に掲げる手続きを行うものとする。</p> <p>① 申請者に関する事項の変更 (1)の①若しくは④又は(2)の⑨の内容を変更する場合には、知事に対し、変更の内容、変更時期及び理由を記載した変更届（様式3-1）に、(1)の①の変更にあつては法人登記簿の履歴事項全部証明書を、(2)の⑨の変更にあつては変更後の定款等を添付して、変更後10日以内に提出するものとする。</p> <p>② 講習内容に関する事項の変更 (1)の②、(2)の①から⑤まで、⑧若しくは⑩又は(3)の①から④までに規定する提出書類の内容に変更を加える場合には、知事に対し、変更の内容、変更時期及び理由を記載した変更届（様式3-1）により講習の募集開始1か月前までに届け出るものとする。</p>	<p style="text-align: center;"><b>福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱</b></p> <p>1 目的 介護保険制度の円滑な運営に資するため、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具（介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第12項に規定する福祉用具をいう。）の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技能を有する者の養成を図ることを目的とする。</p> <p>2 福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定 (1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第4条第1項第10号の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）が次に掲げる要件を満たすと認められるときは、同号の福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「指定講習事業者」という。）として指定する。</p> <p>① 福祉用具専門相談員に関する講習であつて別紙1に定める基準に適合するものを適正に実施する能力があると認められること。</p> <p>② 次に掲げる義務を適正に履行できると認められること。</p> <p>ア 政令第4条第1項第10号の証明書の交付を受けた者について、厚生労働省令で定める名簿を作成し、及びこれを知事に送付すること。</p> <p>イ 厚生労働省令で定める事項に変更があったとき、又は当該事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときに、厚生労働省令で定めるところにより、10日以内に、その旨を知事に届け出ること。</p> <p>ウ ①の講習の実施に関して知事が当該事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の必要な指示を行った場合に、当該指示に従うこと。</p> <p><u>(2)</u> (1)の指定は、指定の取消し又は事業の廃止を行わない限り、3年間有効とする。ただし、最初の指定については、指定日の翌日以後最初の4月1日から3年間とする。</p> <p>3 指定申請手続等</p> <p>(1) 申請者は、初回の講習の募集を開始する3か月前までに、次に掲げる事項を記載して申請書（様式1-1）を鳥取県知事に提出するものとする。</p> <p>① 申請者の名称、代表者名及び主たる事務所の所在地</p> <p>② 講習の名称及び実施場所</p> <p>③ 事業開始予定年月日</p> <p>④ 講習担当者の連絡先</p> <p>(2) (1)の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。</p> <p>① 講習課程（様式1-2）</p> <p>② 講習を開始しようとする年度の事業計画表（様式1-3）及び講習ごとの時間割表（様式1-4）</p> <p>③ 講義を行う講師の一覧表（様式1-5）及び各講師の履歴（講師本人の署名捺印のあるものに限る。様式1-6）、保有する資格等の証明書並びに当該講師の承諾書（講師本人の署名捺印のあるものに限る。様式1-7）</p> <p>④ 別紙1の2の(6)に定める運営規程</p> <p>⑤ 講習に利用する施設の名称、所在地及び設置者の氏名（法人にあっては名称）並びに利用計画及び当該施設の設置者の承諾書</p> <p>⑥ 申請者の前年度の決算書、事業実施年度の収支予算書及び講習ごとの収支予算書（様式1-8）</p> <p>⑦ 申請者の概要及び資産状況並びに向こう2年間の財政計画</p> <p>⑧ 受講料等の設定方法及び改定方法</p> <p>⑨ 定款、寄付行為その他組織としての規約等</p> <p>⑩ 募集案内等受講希望者に提示する書類</p> <p>(3) 指定講習事業者は、知事に対し、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する1か月前までに、次に掲げる事項を記載して事業計画書（様式2-1）を提出するものとする。</p> <p>① 前年度の計画との変更の有無（変更がある場合はその内容及び理由）</p> <p>② 当該年度の講習課程に係る日程及び場所を記載した事業計画並びに講習ごとの時間割表</p> <p>③ 講習ごとの収支予算書（様式1-8）</p> <p>④ (2)の①、③から⑩まで及び⑩の書類</p> <p><u>(4)</u> 指定講習事業者が、2の(2)の期間が満了した後も継続して指定講習事業者として指定を受けようとする場合には、期間が満了する4か月前までに、次に掲げる書類を添付して申請書（様式3）を知事に提出するものとする。</p> <p>① 別紙1の2の(6)に定める運営規程</p> <p>② 申請者の過去2年間の決算書及び翌年度の収支予算書</p> <p>(5) 指定講習事業者は、(1)若しくは(2)の申請の内容又は(3)の事業計画書の内容を変更する場合には、次に掲げる手続きを行うものとする。</p> <p>① 申請者に関する事項の変更</p>

## 改正後

- ③ 講習課程の変更  
(2)の①に規定する講習課程を変更する場合には、変更についてあらかじめ知事の承認を受けることとし、変更後の講習の募集を開始する2か月前までに申請書(様式3-2)を提出するものとする。
- ④ 講習実施中の緊急の変更  
やむを得ない事情により緊急に変更する必要がある場合には、当該変更の原因となる事情が発生した時点で届け出るとともに、鳥取県の指示に従うものとする。  
なお、講師の緊急の変更の場合、当該科目の担当として届けられている講師以外の者に変更することは認めない。
- (5) 指定講習事業者は、各講習終了後1か月以内に、次の①及び②に掲げる事項を記載した事業実績報告書(様式4-1)に、次の③から⑨までの書類を添付して提出するものとする。
- ① 開催日時及び場所
  - ② 受講者数及び修了者数(修了者に過去の講習の未修了者がある場合は、当該者を再掲すること。)
  - ③ 講習課程(様式1-2)
  - ④ 時間割表(様式1-4)
  - ⑤ 担当講師一覧(様式1-5)
  - ⑥ 収支決算書(様式4-2)
  - ⑦ 修了者名簿(様式4-3)
  - ⑧ 講習の一部を受講しなかった者の名簿
  - ⑨ 出席簿の写し
- (6) 指定講習事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書(様式5)を提出するものとする。
- ① 廃止し、休止し、又は再開しようとする講習の名称及び課程並びにその年月日
  - ② 廃止し、又は休止しようとする理由
  - ③ 休止しようとする場合にあっては、その予定期間
- 4 修了証書の交付等  
指定講習事業者は、講習のすべての課程を修了した者に限り、別紙3に定める修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付するものとする。
- 5 講習修了の認定方法についての留意事項  
講習受講者が、やむを得ない事情等により、講習の一部を受講しなかった場合であって、1年以内に、同一の指定講習事業者が行う講習を受講した場合においては、当該受講内容を確認の上、別紙2を満たしていると認められた場合は、福祉用具専門相談員指定講習の課程を修了したのものとして差し支えないものとする。
- 6 指示  
鳥取県は、本事業の実施に関し必要があると認める場合、指定講習事業者に対し、その者の行う指定講習の内容の変更その他必要な指示を行うことができる。
- 7 指定の取消し  
指定講習事業者が、次のいずれかに該当する場合においては、指定講習事業者としての指定を取り消すことができる。
- (1) 当該指定講習について、この要綱の内容及び別紙1の要件を満たすことができなくなったとき。
  - (2) 6の指示を受けてこれに従わなかったとき。
  - (3) 不正の手段により2の指定を受けたとき。
  - (4) 3の(3)、(4)について、虚偽の内容を提出したとき。
  - (5) 4の規定に反して、講習の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき。
- 8 指定等の公表  
この要綱に基づき、指定講習事業者の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

## 附則

- 1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

## 附則

- 1 この要綱は、平成26年8月11日から施行する。  
ただし、平成24年4月1日から平成26年8月11日の間に、受講生に対し修了証明書を発行した事業者については、第3条の2を第4条と読み替えるものとする。

## 附則

- 1 この要綱は、平成26年12月22日に施行し、平成27年4月1日から適用する。

## 改正前

- (1)の①若しくは④又は(2)の⑨の内容を変更する場合には、知事に対し、変更の内容、変更時期及び理由を記載した変更届(様式4-1)に、(1)の①の変更については法人登記簿の履歴事項全部証明書を、(2)の⑨の変更については変更後の定款等を添付して、変更後10日以内に提出するものとする。
- ② 講習内容に関する事項の変更  
(1)の②、(2)の①から⑤まで、⑧若しくは⑩又は(3)の①から④までに規定する提出書類の内容に変更を加える場合には、知事に対し、変更の内容、変更時期及び理由を記載した変更届(様式4-1)により講習の募集開始1か月前までに届け出るものとする。
- ③ 講習課程の変更  
(2)の①に規定する講習課程を変更する場合には、変更についてあらかじめ知事の承認を受けることとし、変更後の講習の募集を開始する2か月前までに申請書(様式4-2)を提出するものとする。
- ④ 講習実施中の緊急の変更  
やむを得ない事情により緊急に変更する必要がある場合には、当該変更の原因となる事情が発生した時点で届け出るとともに、鳥取県の指示に従うものとする。  
なお、講師の緊急の変更の場合、当該科目の担当として届けられている講師以外の者に変更することは認めない。
- (6) 指定講習事業者は、各講習終了後1か月以内に、次の①及び②に掲げる事項を記載した事業実績報告書(様式5-1)に、次の③から⑨までの書類を添付して提出するものとする。
- ① 開催日時及び場所
  - ② 受講者数及び修了者数(修了者に過去の講習の未修了者がある場合は、当該者を再掲すること。)
  - ③ 講習課程(様式1-2)
  - ④ 時間割表(様式1-4)
  - ⑤ 担当講師一覧(様式1-5)
  - ⑥ 収支決算書(様式5-2)
  - ⑦ 修了者名簿(様式5-3)
  - ⑧ 講習の一部を受講しなかった者の名簿
  - ⑨ 出席簿の写し
- (7) 指定講習事業者は、事業を廃止し、休止し、又は再開しようとする場合には、知事に対し、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した届出書(様式6)を提出するものとする。
- ① 廃止し、休止し、又は再開しようとする講習の名称及び課程並びにその年月日
  - ② 廃止し、又は休止しようとする理由
  - ③ 休止しようとする場合にあっては、その予定期間
- 4 修了証書の交付等  
指定講習事業者は、講習のすべての課程を修了した者に限り、別紙3に定める修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付するものとする。
- 5 講習修了の認定方法についての留意事項  
講習受講者が、やむを得ない事情等により、講習の一部を受講しなかった場合であって、1年以内に、同一の指定講習事業者が行う講習を受講した場合においては、当該受講内容を確認の上、別紙2を満たしていると認められた場合は、福祉用具専門相談員指定講習の課程を修了したのものとして差し支えないものとする。
- 6 指示  
鳥取県は、本事業の実施に関し必要があると認める場合、指定講習事業者に対し、その者の行う指定講習の内容の変更その他必要な指示を行うことができる。
- 7 指定の取消し  
指定講習事業者が、次のいずれかに該当する場合においては、指定講習事業者としての指定を取り消すことができる。
- (1) 当該指定講習について、この要綱の内容及び別紙1の要件を満たすことができなくなったとき。
  - (2) 6の指示を受けてこれに従わなかったとき。
  - (3) 不正の手段により2の指定を受けたとき。
  - (4) 3の(3)、(4)及び(5)について、虚偽の内容を提出したとき。
  - (5) 4の規定に反して、講習の全課程を修了していない者に対して、修了証書を交付したとき。
- 8 指定等の公表  
この要綱に基づき、指定講習事業者の指定を行った場合及び指定を取り消した場合は、公表するものとする。

## 附則

- 1 この要綱は、平成18年5月1日から施行する。

## 附則

- 1 この要綱は、平成26年8月11日から施行する。  
ただし、平成24年4月1日から平成26年8月11日の間に、受講生に対し修了証明書を発行した事業者については、第3条の2を第4条と読み替えるものとする。

別紙1

## 福祉用具専門相談員指定講習会基準

- 1 講習実施者に関する要件
  - (1) 実施主体は法人（法人格を有しない団体であって、代表者又は管理人の定め等組織としての規約等を有するものを含む。）とする。
  - (2) 過去の実績等を勘案し、指定要綱の1の目的に合致した講習を適切に行うことができると認められること。
  - (3) 講習実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
  - (4) 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 2 事業内容に関する要件
  - (1) 受講対象者の募集については、指定後講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない（また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。）。
  - (2) 講習が継続的に年1回以上、別紙2に定める講習課程の内容に従って開催されること。
  - (3) 講師が実際に講義を行う講習であること。
  - (4) 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。
    - ① 別紙4の要件を満たす適切な人材が確保されていること。
    - ② 一の講習について3名以上の講師で担当すること。
    - ③ 実習を担当する講師については、講師1名につき、受講者がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること。
    - ④ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
  - (5) 別紙2に定める講習課程については、概ね5日程度で修了することとし、地域の実情等により5日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別な事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りでない。
  - (6) 全科目の修了時に、別紙2に定める到達目標に沿って、各受講者の知識・技術等の修得度を評価すること。修了評価の実施方法については、筆記の方法により一時間程度実施するものとし、修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないものとする。  
また、到達目標に示す知識・技術等の修得が十分でない場合には、必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めること。
  - (7) 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
    - ① 開講目的
    - ② 講習の名称
    - ③ 実施場所
    - ④ 講習期間
    - ⑤ 講習課程
    - ⑥ 講師氏名
    - ⑦ 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
    - ⑧ 年間の開講時期
    - ⑨ 受講手続き
    - ⑩ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額
  - (8) 講習を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
    - ① 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条の2第1項に定める一定の有資格者については、本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所及び指定特定福祉用具販売事業所並びに指定介護予防福祉用具貸与事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所で勤務することが可能であること。
    - ② 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。
    - ③ その他、講習会の内容に関する重要事項
  - (9) 講習への出席状況等講習受講者に関する状況を確実に把握すること。
  - (10) 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。
  - (11) 講習実施者は、受講申込受付時又は初回受講時において、次に掲げる公的証明書等により、受講者本人であることの確認を行うとともに、その原本もしくは写しを適切に保存すること。
    - ① 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票

別紙1

## 福祉用具専門相談員指定講習会基準

- 1 講習実施者に関する要件
  - (1) 実施主体は法人（法人格を有しない団体であって、代表者又は管理人の定め等組織としての規約等を有するものを含む。）とする。
  - (2) 過去の実績等を勘案し、指定要綱の1の目的に合致した講習を適切に行うことができると認められること。
  - (3) 講習実施者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。
  - (4) 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。
- 2 事業内容に関する要件
  - (1) 受講対象者の募集については、指定後講習実施前に適切な期間において公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない（また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。）。
  - (2) 講習が継続的に年1回以上、別紙2に定める講習課程の内容に従って開催されること。
  - (3) 講師が実際に講義を行う講習であること。
  - (4) 講師に関しては、次の条件をすべて満たしていること。
    - ① 別紙4の要件を満たす適切な人材が確保されていること。
    - ② 一の講習について3名以上の講師で担当すること。
    - ③ 実習を担当する講師については、講師1名につき、受講者がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること。
    - ④ 病気等の理由により、当日講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。
  - (5) 別紙2に定める講習課程については、概ね5日程度で修了することとし、地域の実情等により5日程度で実施できない場合は、2か月以内の範囲内で修了することとする。ただし、これによることが困難な特別な事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りでない。
  - (6) 講習受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。
    - ① 開講目的
    - ② 講習の名称
    - ③ 実施場所
    - ④ 講習期間
    - ⑤ 講習課程
    - ⑥ 講師氏名
    - ⑦ 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
    - ⑧ 年間の開講時期
    - ⑨ 受講手続き
    - ⑩ 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額
  - (7) 講習を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。
    - ① 介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条の2第1項に定める一定の有資格者については、本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所及び指定特定福祉用具販売事業所並びに指定介護予防福祉用具貸与事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所で勤務することが可能であること。
    - ② 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。
    - ③ その他、講習会の内容に関する重要事項
  - (8) 講習への出席状況等講習受講者に関する状況を確実に把握すること。
  - (9) 受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。
  - (10) 講習実施者は、受講申込受付時又は初回受講時において、次に掲げる公的証明書等により、受講者本人であることの確認を行うとともに、その原本もしくは写しを適切に保存すること。
    - ① 戸籍謄本、戸籍抄本もしくは住民票
    - ② 運転免許証
    - ③ 健康保険証
    - ④ 旅券

改正後	改正前
<ul style="list-style-type: none"> <li>② 運転免許証</li> <li>③ 健康保険証</li> <li>④ 旅券</li> <li>⑤ 住民基本台帳カード</li> <li>⑥ 外国人登録証</li> <li>⑦ 年金手帳</li> <li>⑧ 運転免許証以外の国家資格を有するものについては、その免許証又は登録証等</li> </ul> <p>3 その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 講習実施者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。</li> <li>(2) 講習の実施状況及び講習修了者に関する記録は永久保存すること。</li> <li>(3) 講習実施者は、鳥取県から実地調査の求め又は(2)の記録の提示の指示若しくは照会があったときは、速やかに応じなければならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>⑤ 住民基本台帳カード</li> <li>⑥ 外国人登録証</li> <li>⑦ 年金手帳</li> <li>⑧ 運転免許証以外の国家資格を有するものについては、その免許証又は登録証等</li> </ul> <p>3 その他の要件</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 講習実施者は、事業運営上知り得た講習受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされていること。</li> <li>(2) 講習の実施状況及び講習修了者に関する記録は永久保存すること。</li> <li>(3) 講習実施者は、鳥取県から実地調査の求め又は(2)の記録の提示の指示若しくは照会があったときは、速やかに応じなければならない。</li> </ul>

改正後

改正前

別紙2			
福祉用具専門相談員指定講習における目的、到達目標及び内容の指針			
科目	目的	到達目標	内容
<b>1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割</b>			
福祉用具の役割 (1時間)	福祉用具の定義と、高齢者等の暮らしを支える上で果たす役割を理解する。	福祉用具の定義について、自立支援の考え方を踏まえて概説できる。 福祉用具の種類を概説できる。 高齢者等の暮らしを支える上で福祉用具の果たす役割をイメージできる。	○福祉用具の定義と種類 ・介護保険制度や障害者総合支援制度等における福祉用具の定義と種類 ○福祉用具の役割 ・利用者の日常生活動作 (ADL) 等の改善 ・介護負担の軽減 ○福祉用具の利用場面 ※必要に応じて、視聴覚教材の活用、医療・介護現場の実習・見学等と組み合わせる。
福祉用具専門相談員の役割と職業倫理 (1時間)	介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割を理解する。 福祉用具専門相談員としての職業倫理の重要性を理解する。	福祉用具による支援の手順に沿って、福祉用具専門相談員の役割を列挙できる。 介護保険制度の担い手として職業倫理の重要性を理解し、仕事をすすめるための留意点を列挙できる。	○介護保険制度における福祉用具専門相談員の位置付けと役割 ○福祉用具専門相談員の仕事内容 ・福祉用具による支援 (利用目標や選定の援助、使用方法の指導、機能等の点検等) ○職業倫理 ・福祉用具専門相談員の倫理 (法令順守、守秘義務、利用者本位、専門性の向上等)
<b>2 介護保険制度等に関する基礎知識</b>			
介護保険制度等の考え方と仕組み (2時間)	介護保険制度等の目的と、基本的な仕組みを理解する。 地域包括ケアに係る関連施策について理解し、福祉用具専門相談員はその担い手の一員であることを自覚する。 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務について理解する。	介護保険制度等の理念、給付や認定の方法及び介護サービスの種類・内容を列挙できる。 地域包括ケアの理念を概説できる。 地域包括ケアの構成要素と、支える主体を列挙できる。 地域ケア会議の役割・機能を概説できる。 地域包括ケアを担う各専門職の役割・責務を列挙できる。	○介護保険制度等の目的と仕組み ・介護保険法の理念 (尊厳の保持、自立支援、利用者選択と自己決定等) ・介護保険制度の仕組み (要介護認定、サービス提供、費用負担等) ・介護サービスの種類と内容 ・高齢者・障がい者の保健・福祉に関連した制度 (障害者総合支援法等) の概要 ○地域包括ケアの考え方 ・地域包括ケアの理念 (住み慣れた地域での生活の継続、包括的な支援等) ・構成要素 (医療・介護・予防・住まい・生活支援) と多様な支え方 (自助・互助・共助・公助) ・地域ケア会議の役割・機能 ・医療・介護に関わる各専門職の役割
介護サービスにおける視点 (2時間)	介護サービスを提供するに当たって基本となる視点を身に付ける。 ケアマネジメントの考え方を踏まえ、福祉用具に係るサービスの位置付けや多職種連携の重要性を理解する。	利用者の人権と尊厳を保持した関わりを行う際の留意点を列挙できる。 ケアマネジメントや介護予防、多職種連携の目的を概説できる。 居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性を概説できる。 国際生活機能分類 (ICF) の考え方を概説できる。	○人権と尊厳の保持 ・プライバシー保護、身体拘束禁止、虐待防止、ノーマライゼーション、エンパワメント、クオリティオブライフ (QOL) ○ケアマネジメントの考え方 ・ケアマネジメントの意義・目的 (人間の尊厳、自立支援及び自己決定・自己実現) ・ケアマネジメントの手順 (アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議、説明と同意及びモニタリング) ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等との関係性
			・介護予防の目的と視点 ・国際生活機能分類 (ICF) の考え方 ・多職種連携の目的と方法 (介護に関わる専門職の種類と専門性及びサービス担当者会議等での連携の具体例)
<b>3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識</b>			
からだの理解 (6時間)	高齢者等の心身の特徴と日常生活上の留意点を理解する。 認知症に関する基本的な知識を踏まえ、認知症高齢者との関わり方を理解する。	加齢に伴う心身機能の変化の特徴を列挙できる。 高齢者に多い疾病の種類と症状を列挙できる。 認知症の症状と心理・行動の特徴を理解し、それを踏まえた関わり方を列挙できる。	○加齢に伴う心身機能の変化の特徴 ・身体機能の変化の特徴 (筋・骨・関節の変化、認知機能の変化、体温維持機能の変化、防衛反応の低下、廃用症候群等) ・心理機能の変化の特徴 (喪失体験、環境への不適応等) ○認知症の理解と対応 ・認知症の症状 ・認知症高齢者の心理・行動の特徴と対応
リハビリテーション (2時間)	リハビリテーションの考え方を理解する。 リハビリテーションにおける福祉用具の関係性を理解する。	リハビリテーションの考え方と内容を概説できる。 リハビリテーションにおける福祉用具の関係性と、リハビリテーションに関わる専門職との連携におけるポイントを列挙できる。	○リハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションの考え方と内容 ・リハビリテーションに関わる専門職の役割 ○リハビリテーションにおける福祉用具の役割 ・リハビリテーションで用いられる福祉用具の種類と内容 ・リハビリテーション専門職との連携
高齢者の日常生活の理解 (2時間)	高齢者等の日常生活の個性や家族との関係など、生活全般を捉える視点を身に付ける。 基本的動作や日常生活動作 (ADL) ・手動的日常生活動作 (IADL) の考え方、日常生活を通じた介護予防の視点を理解する。	日常生活には個性があることを理解し、生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等を列挙できる。 基本的動作や日常生活動作 (ADL) ・手動的日常生活動作 (IADL) の種類を列挙できる。 自宅や地域での日常生活を通じた介護予防を列挙できる。	○日常生活について ・生活リズム、生活歴、ライフスタイル、家族や地域の役割等 ○基本的動作や日常生活動作 (ADL) の考え方 ・基本的動作の種類と内容 (寝返り、起き上がり、座位、立ち上がり、立位、着座、歩行、段差越え、階段昇降等) ・日常生活動作 (ADL) ・手動的日常生活動作 (IADL) の種類と内容 ・自宅や地域での日常生活を通じた介護予防
介護技術 (4時間)	日常生活動作ごとの介護の意味と手順を踏まえ、福祉用具の選定・適合に当たって着目すべき動作のポイントを理解する。	日常生活動作 (ADL) に関連する介護の意味と手順について列挙できる。 各介護場面における動作のポイントと、それを支える福祉用具の役割を列挙できる。	○日常生活動作 (ADL) (※) における基本的な介護技術 ・介護を要する利用者の状態像 ・日常生活動作に関連する介護の意味と手順、その際に用いる福祉用具 ※食事、排泄、更衣、整容、入浴、移動・移乗、コミュニケーションなど
住環境と住宅改修 (2時間)	高齢者の住まいにおける課題や住環境の整備の考え方を理解する。 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを理解する。	高齢者の住まいの課題を列挙できる。 住環境の整備のポイントを列挙できる。 介護保険制度における住宅改修の目的や仕組みを概説できる。	○高齢者の住まい ・住宅構造・間取り・設備の種類等の高齢者の住まいにおける課題 ○住環境の整備 ・住環境整備の考え方 ・基本的な整備のポイント (トイレ、浴室、玄関、居室等の段差解消、床材選択、手すりの取付け等)

別紙2

福祉用具専門相談員講習課程

区分	教科名	内容
講義	老人保健福祉に関する基礎知識 (2時間)	
	老人保健福祉制度の概要	・老人保健福祉の基本制度 ・老人保健福祉サービス ・関連法規の理解
	介護と福祉用具に関する知識 (20時間)	
	介護に関する基礎知識	・介護の目的、機能と基本原則 ・在宅介護の特徴と基本的対応 ・福祉サービスに携わる者としての倫理及び責務
	介護技術	・食事、排泄、入浴等の基本的な介護技術 ・体位変換、移動時等の基本的な介護
	介護場面における福祉用具の活用	・介護場面における福祉用具利用についての理解 ・一般的機器の操作方法、安全のための諸注意、点検方法、消毒方法等の理解 ・福祉用具の選定相談及び適合性の確認
	関連領域に関する基礎知識 (10時間)	
	高齢者等の心理	・高齢者の生活・行動と心理 ・高齢者の家族に対する理解
	医学の基礎知識	・人体の基礎的構造 ・老齢期に見られる疾病と障害
	リハビリテーション概要	・理学療法、作業療法を中心としたリハビリテーションの基礎知識 ・リハビリテーションにおける福祉用具の役割及びその活用
演習	福祉用具の活用に関する実習 (8時間)	
	合計	40時間

改正後

改正前

			○介護保険制度における住宅改修 ・住宅改修の目的、範囲、手続きの手順等
4 個別の福祉用具に関する知識・技術			
福祉用具の特徴 (8時間)	・福祉用具の種類、機能及び構造を理解する。 ・基本的動作や日常生活場面に応じた福祉用具の特徴を理解する。	・福祉用具の種類、機能及び構造を概説できる。 ・基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の関わりや福祉用具の特徴を列挙できる。	○福祉用具の種類、機能及び構造 ※起居、移乗、移動、床ずれ、排泄、入浴、食事・更衣・整容、コミュニケーション ・社会参加関連用具及びその他の福祉用具 ○基本的動作と日常生活場面に応じた福祉用具の特徴
福祉用具の活用 (8時間)	・福祉用具の基本的な選定・適合技術を修得する。 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を修得する。	・各福祉用具の選定・適合を行うことができる。 ・高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法を概説できる。	○各福祉用具の選定・適合技術 ・福祉用具の選定・適合の視点と実施方法 ・福祉用具の組み立て・使用方法と利用上の留意点（誤った使用方法や重大事故の例示を含む） ○高齢者の状態像に応じた福祉用具の利用方法
5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識			
福祉用具の供給の仕組み (2時間)	・福祉用具の供給の流れや整備方法を理解する。	・福祉用具の供給の流れと各段階の内容を列挙できる。 ・福祉用具の整備の意義とポイントを列挙できる。	○福祉用具の供給の流れ ・福祉用具の製造、輸入、販売及び貸与の流れ ・介護保険法における福祉用具貸与事業の内容 ○福祉用具の整備方法 ・消毒、保守点検等
福祉用具貸与計画等の意義と活用 (5時間)	・福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けを理解する。 ・福祉用具貸与計画等の作成と活用方法を理解する。 ・利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を理解する。 ・モニタリングの意義や方法を理解する。	・福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の位置付けについて概説できる。 ・福祉用具貸与計画等の項目の意味と内容を概説できる。 ・福祉用具貸与計画等の活用のポイントを列挙できる。 ・利用者の心身の状況や生活における希望、生活環境等を踏まえた利用目標の設定や選定の重要性を概説できる。 ・モニタリングの意義や方法を概説できる。	○福祉用具による支援の手順の考え方 ・居宅サービス計画と福祉用具貸与計画等の関係性 ・アセスメント、利用目標の設定、選定、福祉用具貸与計画等の作成、適合・使用方法の説明、モニタリング等 ・状態像に応じた福祉用具の利用事例（福祉用具の組合せや利用上の留意点、見直しの頻度、医療・介護・地域資源との連携方法等） ○福祉用具貸与計画等の意義と目的 ・記録の意義・目的（サービス内容の明確化、情報共有、エビデンス、リスクマネジメント） ○福祉用具貸与計画等の記載内容 ・利用者の基本情報、福祉用具が必要な理由、福祉用具の利用目標、具体的な福祉用具の機種と当該用具を選定した理由その他関係者間で共有すべき情報 ○福祉用具貸与計画等の活用方法 ・利用者・家族や多職種との情報共有とチームアプローチ ○モニタリングの意義と方法 ・モニタリングの意義・目的 ・モニタリング時の目標達成度の評価・計画変更
6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習			
福祉用具による支援の手順	・事例を通じて、福祉用具による支援の手順の	・福祉用具貸与計画等の作成・活用における一連の手順を列挙できる。	○事例演習 ・事例に基づくアセスメント、利用目標の設定、福祉用具の選定及び福祉用具貸与計画等の作成の演習 ・利用者・家族やサービス担当者会議等での福祉用具貸与計画等の説明及びモニタリングに関するロールプレイング ※事例は、脳卒中による後遺症、廃用症候群、認知症など高齢者に多い状態像とし、地域包括ケアにおける福祉用具貸与等の役割や多職種との連携に対する理解が深まるものが望ましい。
福祉用具貸与計画等の作成	具体的イメージを得るとともに、福祉用具貸与計画等の基本的な作成・活用技術を修得する。	・福祉用具貸与計画等の作成における主要なポイントを列挙できる。	

※上記とは別に、筆記の方法による修了評価（1時間）を実施すること。

∩  
別紙3省略  
∩

∩  
別紙3省略  
∩

改正後

別紙4

講師要件表

科目	講師の要件
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割	
(1) 福祉用具の役割	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤福祉用具専門相談員 ⑥公益財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者（以下「福祉用具プランナー研修修了者」という。） ⑦大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において当該科目又はそれと類似する科目を担当する教員（非常勤を含む。以下「大学院等教員」という。） ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理	
二 介護保険制度等に関する基礎知識	
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み	①高齢者保健福祉を担当している行政職員 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥社会福祉士 ⑦介護福祉士 ⑧介護支援専門員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 介護サービスにおける視点	
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識	
(1) からだとこころの理解	①医師 ②保健師 ③看護師 ④理学療法士 ⑤作業療法士 ⑥精神保健福祉士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) リハビリテーション	①医師 ②理学療法士 ③作業療法士 ④大学院等教員 ⑤前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(3) 高齢者の日常生活の理解	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員（以下「介護機器相談指導員」という。） ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(4) 介護技術	
(5) 住環境と住宅改修	①理学療法士 ②作業療法士 ③福祉用具専門相談員 ④福祉住環境コーディネーター1級・2級試験合格者 ⑤福祉用具プランナー研修修了者 ⑥1級・2級建築士 ⑦大学院等教員 ⑧前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
四 個別の福祉用具に関する知識・技術	
(1) 福祉用具の特徴	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧介護機器相談指導員 ⑨大学院等教員 ⑩前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具の活用	
五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識	
(1) 福祉用具の供給の仕組み	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者
(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用	
六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習	
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成	①保健師 ②看護師 ③理学療法士 ④作業療法士 ⑤介護福祉士 ⑥福祉用具専門相談員 ⑦福祉用具プランナー研修修了者 ⑧大学院等教員 ⑨前記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められる者

※ 講師（医師を除く）は、上記の要件に加えて、それぞれの実務経験・教員歴等を概ね5年以上有すること。

改正前

別紙4

講師要件表

科目	講師に求められる能力	講師の要件
1 老人保健福祉制度の概要	・各法に関する知識及び制度とサービスについての知識	① 老人保健福祉を担当している行政職員 ② 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目あるいは、それと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤を含む。） ③ 社会福祉士 ④ 上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの
2 介護に関する基礎知識	・障害及び疾病に関する知識 ・生活支援の視点に立脚した介護方法論	① 介護福祉士 ② 保健師、看護師、作業療法士又は理学療法士 ③ 介護職員基礎研修課程及び訪問介護に関する1級課程（介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成18年政令第154号）第1条の規定による改正前の介護保険法施行令第3条第1項に規定する訪問介護員養成研修1級課程を含む。）修了者 ④ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目又はそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤を含む。） ⑤ 上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの（なお、①から③までについては、実務経験が5年以上の者。④については、教員歴が5年以上の者）
3 介護技術	・障害及び疾病に関する知識 ・生活支援の視点に立脚した介護方法論 ・直接援助経験に基づく介護技術 ・自らの介護事例	2の要件と同様
4 介護場面における福祉用具の活用	・障害及び疾病に関する知識 ・生活支援の視点に立脚した介護方法論 ・福祉用具に関する最新の知識及び使用方法等に関する知識	① 作業療法士又は理学療法士 ② 介護福祉士 ③ 保健師又は看護師 ④ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目又はそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤を含む。） ⑤ 介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員 ⑥ 財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 ⑦ 上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの（なお、①から③まで、⑤及び⑥については、実務経験が5年以上の者。④については、教員歴が5年以上の者）
5 高齢者等の心理	・高齢者在宅介護に関する知識 ・障害及び疾病に関する知識 ・高齢者、障害者及びその家族の生活実態と心理に関する知識	① 医師 ② 精神保健福祉士 ③ 保健師、看護師又は作業療法士 ④ 社会福祉士 ⑤ 介護福祉士 ⑥ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目又はそれと同様の内容の科目を

改正後	改正前	
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援の視点に立脚した介護方法論</li> </ul> <p>担当する教員（非常勤を含む。） ⑦ 上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの</p>
	<p>6 医学の基礎知識</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医学に関する知識</li> <li>・高齢者在宅介護に関する知識</li> </ul> <p>① 医師 ② 保健師又は看護師 ③ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目又はそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤を含む。） ④ 上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの</p>
	<p>7 リハビリテーション概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リハビリテーションに関する知識</li> <li>・高齢者在宅介護に関する知識</li> </ul> <p>① 作業療法士、理学療法士又は医師 ② 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目又はそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤を含む。） ③ 上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの</p>
	<p>8 福祉用具の活用に関する実習</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉用具に関する最新の知識を含む知識と使用にあたっての技術</li> <li>・実技講習を指導する技術</li> </ul> <p>① 作業療法士又は理学療法士 ② 介護福祉士 ③ 保健師又は看護師 ④ 大学院、大学、短期大学、介護福祉士養成校、福祉系高等学校等において該当科目又はそれと同様の内容の科目を担当する教員（非常勤を含む。） ⑤ 介護実習・普及センターに配置されている介護機器相談指導員 ⑥ 財団法人テクノエイド協会等が実施する福祉用具プランナー研修修了者 ⑦ 上記以外の者でその業績を審査することによって当該科目の担当に適任であると特に認められるもの (なお、①から③まで、⑤及び⑥については、実務経験が5年以上の者。④については、教員歴が5年以上の者)</p>



改正後

∫  
様式1-1省略  
∫

(様式1-2)

(講習の名称) 講習課程

教科名	内容
<b>1 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割</b>	<b>時間</b>
福祉用具の役割 ( 時間)	・ ・ ・
福祉用具専門相談員の役割 と職業倫理 ( 時間)	・ ・ ・
<b>2 介護保険制度等に関する基礎知識</b>	<b>時間</b>
介護保険制度の考え方と仕 組み ( 時間)	・ ・ ・
介護サービスにおける視点 ( 時間)	・ ・
<b>3 高齢者と介護・医療に関する基礎知識</b>	<b>時間</b>
からだところの理解 ( 時間)	・ ・
リハビリテーション ( 時間)	・ ・
高齢者の日常生活の理解 ( 時間)	・ ・
介護技術 ( 時間)	・ ・
住環境と住宅改修 ( 時間)	・ ・
<b>4 個別の福祉用具に関する知識・技術</b>	<b>時間</b>
福祉用具の特徴 ( 時間)	・ ・
福祉用具の活用 ( 時間)	・ ・
<b>5 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識</b>	<b>時間</b>
福祉用具の供給の仕組み ( 時間)	・ ・
福祉用具貸与計画等の意義 と活用 ( 時間)	・ ・ ・
<b>6 福祉用具の利用の支援に関する総合演習</b>	<b>時間</b>
福祉用具による支援の手順 と福祉用具貸与計画等の作 成 ( 時間)	・
<b>計</b>	<b>時間</b>

改正前

∫  
様式1-1省略  
∫

(様式1-2)

(講習の名称) 講習課程

教科名	内容
<b>老人保健福祉に関する基礎知識</b>	<b>時間</b>
老人保健福祉制度の概要 ( 時間)	・老人保健福祉の基本制度 ・ ・
<b>介護と福祉用具に関する知識</b>	<b>時間</b>
介護に関する基礎知識 ( 時間)	・介護の目的、機能と基本原則 ・ ・
介護技術 ( 時間)	・食事、排泄、入浴等の基本的な介護技術 ・
介護場面における福祉用具 の活用 ( 時間)	・介護場面における福祉用具利用についての理解 ・ ・
<b>関連領域に関する基礎知識</b>	<b>時間</b>
高齢者等の心理 ( 時間)	・高齢者の生活・行動と心理 ・
医学の基礎知識 ( 時間)	・人体の基礎的構造 ・
リハビリテーション概要 ( 時間)	・理学療法、作業療法を中心としたリハビリテーションの基礎知 識 ・
<b>福祉用具の活用に関する実習</b>	<b>時間</b>
	・ ・
<b>合計</b>	<b>時間</b>

改正後

∫  
様式1-3、1-4省略  
∫

(様式1-5)

講師一覧

担当科目	講師名	専任又は兼任の別
一 福祉用具と福祉用具専門相談員の役割		
(1) 福祉用具の役割		
(2) 福祉用具専門相談員の役割と職業倫理		
二 介護保険制度等に関する基礎知識		
(1) 介護保険制度等の考え方と仕組み		
(2) 介護サービスにおける視点		
三 高齢者と介護・医療に関する基礎知識		
(1) からだとこころの理解		
(2) リハビリテーション		
(3) 高齢者の日常生活の理解		
(4) 介護技術		
(5) 住環境と住宅改修		
四 個別の福祉用具に関する知識・技術		
(1) 福祉用具の特徴		
(2) 福祉用具の活用		

改正前

∫  
様式1-3、1-4省略  
∫

(様式1-5)

講師一覧

担当科目	講師名	専任又は兼任の別
老人保健福祉制度の概要		
介護に関する基礎知識		
介護技術		
介護場面における福祉用具の活用		
高齢者等の心理		
医学の基礎知識		
リハビリテーション概要		
福祉用具の活用に関する実習		

改正後

改正前

担当科目	講師名	専任又は兼任の別
五 福祉用具に係るサービスの仕組みと利用の支援に関する知識		
(1) 福祉用具の供給の仕組み		
(2) 福祉用具貸与計画等の意義と活用		
六 福祉用具の利用の支援に関する総合演習		
福祉用具による支援の手順と福祉用具貸与計画等の作成		

∫  
様式1-6、1-7、1-8、2-1、2-2省略  
∫

∫  
様式1-6、1-7、1-8、2-1、2-2省略  
∫

改正後

(削除)

改正前

(様式3)

年 月 日

職 氏 名 様

福祉用具専門相談員指定講習事業者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者名

印

福祉用具専門相談員指定講習事業者指定更新申請書

指定期間満了後も継続して福祉用具専門相談員指定講習事業者の指定を受けたいので、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱の3の(4)に基づき、関係書類を添付の上申請します。

記

- 1 講習の名称
- 2 講習の実施場所
- 3 事業開始予定年月日 年 月 日
- 4 講習担当者の連絡先

改正後

改正前

(様式3-1)

年 月 日

職 氏 名 様

福祉用具専門相談員指定講習事業者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者名 (印)

福祉用具専門相談員指定講習事業者変更届

下記のとおり申請した内容を変更しますので、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱の3の(4)の①又は②に基づき、届け出します。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 変更理由:

3 変更時期: 年 月 日

担当 (連絡先)

(様式3-2)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者名 (印)

福祉用具専門相談員指定講習に係る講習課程変更申請書

下記のとおり講習課程を変更したいので、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱の3の(4)の③に基づき申請します。

記

1 変更内容:

2 変更時期: 年 月 日

3 変更理由:

担当 (連絡先)

(様式4-1)

年 月 日

職 氏 名 様

福祉用具専門相談員指定講習事業者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者名 (印)

福祉用具専門相談員指定講習事業者変更届

下記のとおり申請した内容を変更しますので、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱の3の(5)の①又は②に基づき、届け出します。

記

1 変更内容

変更前	変更後

2 変更理由:

3 変更時期: 年 月 日

担当 (連絡先)

(様式4-2)

年 月 日

職 氏 名 様

申請者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者名 (印)

福祉用具専門相談員指定講習に係る講習課程変更申請書

下記のとおり講習課程を変更したいので、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱の3の(5)の③に基づき申請します。

記

1 変更内容:

2 変更時期: 年 月 日

3 変更理由:

担当 (連絡先)

改正後

改正前

(様式4-1)

年 月 日

職 氏 名 様

福祉用具専門相談員指定講習事業者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者名

印

福祉用具専門相談員指定講習事業実績報告書

下記のとおり福祉用具専門相談員指定講習を実施しましたので、福祉用具専門相談員指定講習事業者指  
定要綱の3の(5)に基づき、事業実績報告書を提出します。

記

- 1 講習の名称： 年度 第 回 (講習の名称)
- 2 開催日時： 年 月 日～ 月 日 (日間)
- 3 開催場所：
- 4 講習の受講者数： 名 (予定 名)
- 5 講習の修了者数： 名 (うち過去の未修了者 名)

担当 (連絡先)

(様式5-1)

年 月 日

職 氏 名 様

福祉用具専門相談員指定講習事業者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者名

印

福祉用具専門相談員指定講習事業実績報告書

下記のとおり福祉用具専門相談員指定講習を実施しましたので、福祉用具専門相談員指定講習事業者指  
定要綱の3の(6)に基づき、事業実績報告書を提出します。

記

- 1 講習の名称： 年度 第 回 (講習の名称)
- 2 開催日時： 年 月 日～ 月 日 (日間)
- 3 開催場所：
- 4 講習の受講者数： 名 (予定 名)
- 5 講習の修了者数： 名 (うち過去の未修了者 名)

担当 (連絡先)

改正後

(様式4-2)

収支決算書

年度 第 回分

(単位：円)

収支	金額	算出内訳	備考
収入	0,000,000		
受講料	0,000,000	@00,000 円×00 人	
支出	0,000,000		
テキスト代 講師謝金 会場借料 ..... ..... .....	0,000,000 0,000,000 0,000,000	@0,000 円×00 人 @0,000 円×00 時間 @000,000 円 ..... ..... .....	
差し引き収支	0		

改正前

(様式5-2)

収支決算書

年度 第 回分

(単位：円)

収支	金額	算出内訳	備考
収入	0,000,000		
受講料	0,000,000	@00,000 円×00 人	
支出	0,000,000		
テキスト代 講師謝金 会場借料 ..... ..... .....	0,000,000 0,000,000 0,000,000	@0,000 円×00 人 @0,000 円×00 時間 @000,000 円 ..... ..... .....	
差し引き収支	0		





改正後

改正前

(様式5)

年 月 日

職 氏 名 様

福祉用具専門相談員指定講習事業者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者名

印

福祉用具専門相談員指定講習事業廃止（休止・再開）届

下記のとおり事業を廃止（休止・再開）しますので、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱の3の(6)に基づき、届け出します。

記

1 廃止（休止・再開）をしようとする講習の名称及び課程

- ① 名称
- ② 課程

2 廃止（休止・再開）の時期 年 月 日

3 事業廃止（休止）理由

4 休止しようとする場合にあっては 年 月 日～ 年 月 日  
その予定期間

担当

(連絡先)

(様式6)

年 月 日

職 氏 名 様

福祉用具専門相談員指定講習事業者 主たる事務所の所在地  
名称  
代表者名

印

福祉用具専門相談員指定講習事業廃止（休止・再開）届

下記のとおり事業を廃止（休止・再開）しますので、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定要綱の3の(7)に基づき、届け出します。

記

1 廃止（休止・再開）をしようとする講習の名称及び課程

- ① 名称
- ② 課程

2 廃止（休止・再開）の時期 年 月 日

3 事業廃止（休止）理由

4 休止しようとする場合にあっては 年 月 日～ 年 月 日  
その予定期間

担当

(連絡先)